

令和5年第2回亀岡市議会定例会12月議会  
提 案 理 由 説 明 書

令和5年11月27日

本日ここに、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。  
ます。

それでは、12月議会に提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

第1号議案の一般会計補正予算は、15億6,480万円を追加し、予算総額を432億7,750万円とするものでございます。

その主な内容は、総務費におきましては、本年度も皆様から多大なる御寄附をいただいております「ふるさと力向上寄附金」につきまして、ポータルサイトの活用や、本市の魅力あるふるさと産品を更にアピールするなど積極的に事業を推進することにより、寄附金の年間総額を当初の30億円から35億円に増額を見込み、当該寄附金を、一旦、基金に積み立てる経費等を含めまして、ふるさと力向上経費に7億182万円を計上しております。また、令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となったことを受け、市民の安全確保の観点からヘルメット着用を促進するため、購入費用の支援に要する経費を計上しております。

民生費におきましては、本年9月診療分から制度を拡充し、18歳までの医療費を無償化しておりますこども医療費助成経費をはじめ、障がい者福祉サービス事業経費や法内扶助費などの増加に伴う経費を計上しております。また、市立幼稚園の認定こども園への移行に向けた園舎の

環境整備に係る設計業務に要する経費や公立の保育所・こども園・幼稚園における業務のICT化を行うためのシステム導入経費などを公立保育所等施設運営経費及び教育費の幼稚園管理運営経費に計上しております。

衛生費におきましては、第4期特定健診・特定保健指導の見直しに伴うシステム改修経費を、健康管理システム経費に101万円を計上しております。

農林水産業費につきましては、有害鳥獣による農林作物被害の防止・軽減を図るために委託しております有害鳥獣の駆除について、例年以上に捕獲頭数が増えていることに伴う追加経費を含め、鳥獣対策事業経費に546万円を計上しております。

土木費におきましては、道路の破損等による事故を未然に防ぎ、安全安心な道路環境を維持するため、道路維持経費に405万円を計上しております。

さらに、災害復旧費におきましては、先の6月豪雨、8月に発生した台風7号等により被害を受けた農地や市庁舎屋根などの復旧事業費として、3,516万円を計上しております。

また、職員の給与に関する条例などの改正及び、人事異動に伴う職員人件費の増減などを各費目において計上している他、年間の必要経費を見込み、所要の経費を補正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの御審議をいただきます過程において御説明を申し上げますことといたしております。

これらの財源につきましては、国・府支出金、寄附金及び、ふるさと納税を原資とした、ふるさと力向上基金繰入金等の特定財源と繰越金等の一般財源で措置いたしております。

繰越明許費につきましては、市立幼稚園の園舎環境整備に係る設計業務に要する経費について、令和6年度へわたり事業を実施しようとするものでございます。

債務負担行為につきましては、塵芥処理施設の管理運営に係ります経費や小学校1年生用のタブレット購入に係ります経費など、計画的な事務執行を進める必要があるものについて、地方自治法第214条の規定により、予算に定めるものでございます。

第2号議案の国民健康保険事業特別会計補正予算は、職員人件費等につきまして、所要額523万円を追加するものでございます。

第3号議案の介護保険事業特別会計補正予算は、居宅介護サービス給付経費等の増額に伴い、所要額4,754万円を追加するものでございます。

第4号議案の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、職員人件費につきまして、所要額18万円を追加するものでございます。

第5号議案の水道事業会計補正予算は、職員の給与に関する条例など

の改正及び、人事異動などによる職員人件費等につきまして732万円を追加するとともに、水質管理の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第6号議案の下水道事業会計補正予算は、職員の給与に関する条例などの改正及び、人事異動などによる職員人件費等につきまして614万円を減額するとともに、年谷浄化センターの汚泥運搬等の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第7号議案の病院事業会計補正予算は、職員人件費や材料費などについて、2億3,274万円を追加するとともに、給食業務等の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第8号議案の馬路財産区特別会計補正予算は、地域振興のための繰出金につきまして、所要額25万円を追加するものでございます。

次に、第9号議案から第14号議案までの6議案は、条例議案でございいます。

第9号議案の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正は、国の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

第10号議案の一般職員の給与に関する条例の一部改正は、これも国の給与改定措置に準じ、本市職員の給与に関し、若年層に重点を置いた本給の改正及び期末手当並びに勤勉手当の支給割合の改正をしようとする

るものでございます。

第11号議案の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、本市一般職員の給与改定に係る取扱いに準じ、会計年度任用職員の給料表の給料月額及び期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

第12号議案の国民健康保険条例の一部改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に基づく国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者について、出産予定月の前月から翌々月までの期間の保険料を減額するための改正等をしようとするものでございます。

第13号議案の亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例の制定は、多様化する保育ニーズに対応し、子どもの健やかな育ちを支援するため亀岡市立保育所及び幼稚園の設置に代えて、亀岡市立認定こども園を設置するために必要な規定整備を図るものでございます。

第14号議案の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に基づく就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴う所要の規定整備を図るものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしく  
お願い申し上げます。